

お寄せください



◆公式ホームページにも資料を掲載しています。

鳥取市自治基本条例（素案）

鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会（委員 21 人）は、平成 19 年 1 月に設置以来、検討委員会や専門部会など延べ 70 回の会議を重ね、このたび条例素案を作成しました。この素案には、さまざまな広報活動によりお寄せいただいた市民のみなさんの意見をできる限り反映させています。

素案の主な内容

- 素案は、前文と 33 の条文で構成されています。
- 条例素案には、「自治の基本理念」、「市民・事業者等・議会・市長などの役割・責務」、「協働・参画の仕組み」、「市政運営に関する基本的事項」、「最高規範性」などが盛り込まれています。
- 前文では、条例を制定する趣旨、まちの歴史や特色、市民のまちづくりに対する決意などを明確にしています。
- この条例は、市政の「最高規範」として、他の条例や規則などを運用する際の基本となります。
- 「自治の基本理念」の条文では、市民が自治の主体であることを基本とし、市民・事業者等・市などが情報を共有して、協働のまちづくりを進めることとしています。
- 協働と参画のまちづくりを進めるため、「協働・参画の原則」を定めています。また、参画に関する手続きなどは、市民参画条例に委ねることとしています。

●「市民自治推進委員会」を設置し、協働のまちづくりの提言などを行うこととしています。

●「市民意思の表明・尊重」の章では、市の重要な計画・事業などに市民の意思を反映させる「市民政策コメント」と、間接民主主義を補完し、住民自治を充実させる「住民投票」を盛り込んでいます。



ご意見のあて先、 資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 1月1日（火・祝）から市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎協働推進課／市役所駅前庁舎総合窓口／各総合支所地域振興課

提出期限 1月31日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課

☎(0857)20-3181 ☎(0857)21-1594

電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

鳥取市快適な生活環境を守る条例（案）

本市では、道路、公園などの公共の場所でのごみの散乱、歩行禁煙などを防止し、健康で清潔、きれいなまちづくりを目的とした新しい条例の制定に向けて準備を進めています。市民アンケートで市民のみなさんのご意見を伺うとともに、鳥取市環境保全審議会で審議を重ねて、このたび条例（案）がまとまりました。

条例（案）の主な内容

【目的】 空き缶のぼい捨て、歩行喫煙および飼い犬・飼い猫などのふんの放置の禁止、駐車の際のアイドリングストップなど、必要な事項を定めることにより、市・市民・事業者などの協働による、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保を図ることを目的とします。

【禁止事項】 市内全域の公共の場所での次の行為を禁止、または義務とします。

- 空き缶などのぼい捨て
- 人が多く集まる公共の場所での喫煙
- 飼い犬・飼い猫などのふんの回収
- 自動販売機設置者などの回収容器の設置・管理
- 自動車の駐車時などのアイドリング・ストップ

【勧告】 市は、禁止・義務事項などの規定に違反している人に対して、現状の回復などの必要な措置を講じるように勧告することができることとします。

【公表】 「自動販売機設置者などの回収容器の設置・管理」について、その勧告に従わない時は、市は勧告の内容などを公表することができることとします。

【命令】 「空き缶などのぼい捨て」、「人の多く集まる公共の場所での喫煙」、「飼い犬・飼い猫などのふんの回収」、「自動販売機設置者などの回収容器の設置・管理」について、勧告に従わない人には、市は勧告に従うよう命令することができることとします。

【罰則】 命令に従わない人に対しては、2万円以下の過料に処することとします。

【表彰】 環境美化の推進に関して、市は著しく貢献した人を表彰することができることとします。

ご意見のあて先、 資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 12月25日（火）から市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎環境政策課／市役所駅前庁舎総合窓口／各総合支所地域振興課／各中央公民館

提出期限 1月18日（金）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎環境政策課

☎(0857)20-3176 ☎(0857)20-3045

電子メール kan-seisaku@city.tottori.tottori.jp

みなさんのご意見を

鳥取市学校給食の基本構想（案）

現在本市では、約1万8千食の給食を10カ所の給食センターで調理しています。食育の大切さと食の安全性への関心が高まっており、食育への寄与、地産地消の推進、より衛生的な調理環境の整備、一層効果的・効率的な行財政運営など、学校給食には大きな期待が寄せられています。

本年度、学校給食関係者・学識経験者・公募委員など14人で組織する「学校給食検討委員会」を設置し、これからの鳥取市にふさわしい学校給食のあり方をさまざまな角度から検討していただきました。その検討結果をもとに「鳥取市の学校給食の基本構想（案）」を策定しましたので、みなさんのご意見をお寄せください。

学校給食のあり方についての基本的な構想

- 学校給食の意義・役割と食育の充実
 - 学校・家庭・地域の連携のもと、食育に最大限寄与できる学校給食であること。
 - 安心して美味しく食べられ、保護者・学校からも信頼される学校給食であること。
- 献立内容
 - 「鳥取市学校給食 食の指導計画・献立作成計画」を基本として全市的な献立の整合を図るとともに、地元産食材の活用に配慮し、実施曜日などの調整を図ります。
- 学校給食センターのあり方
 - 将来の児童生徒数の推移や施設の衛生管理基準への対応状況、各学校への配送所要時間などを総合的に勘案しながら、センターの新設や統廃合を検討していきます。

給食センターの統廃合

- 【鳥取地域】 現施設では今後の給食数の増加に対応できないおそれがあるため、将来的に新たなセンターの建設について検討します。
- 【鳥取南部地域】 用瀬地域・佐治地域については、段階的に河原センターに統合していきます。
- 【鳥取東・西部地域】 当面は現行のセンターを継続していきます。

調理業務などの民間委託

- 食育への寄与、食の安全の確保を第一に考えながら、より効率的な学校給食の実現をめざし、調理業務の民間委託を推進します。（献立作成・食材調達・給食指導などの業務は引き続き本市直営で実施します。）

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 1月7日（月）から市役所本庁舎総合案内所／市役所第2庁舎体育課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所教育委員会分室

提出期限 1月31日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所第2庁舎体育課
☎(0857)20-3372 ☎(0857)29-0824
電子メール kyo-taiiku@city.tottori.tottori.jp

街なみ拠点施設【仮称】「鹿野往来交流館」の整備に向けた意見答申（案）

鹿野城下町地区では、平成6年から住民と行政の協働によって「街なみ環境整備事業」が進められてきました。取り組みが始まって10年余。「京格子」の町屋や「白壁に板張り」の屋敷など、城下町らしい風情ある街なみ景観が整ってきました。

この街なみの中心地区に建設を予定している拠点施設について、整備検討委員会を設置し、そのあり方について協議を重ねてきました。このたび委員会の意見答申（案）がまとまりました。

整備のテーマ

「まちづくりに基づいた交流・交流をとoshたまちづくり」

整備の基本方針

- 地域文化の創造・発信に寄与する施設
- 交流滞在の推進に寄与する施設
- 生活空間の中で生きている／生かされている施設
- 街なみ整備のエッセンスとしての施設
- まちづくりの担い手育成、事業展開を促進する施設
- 担い手である住民との協議・連携を重視する

施設のイメージ

- ふだんは見られない鹿野祭りを紹介できる
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー
- スローライフな鹿野を感じてもらえる
- 因幡路への誘い（全市的な交流を促す）
- 鹿野の街なみに溶け込む（街なみ協定に沿っている）

機能（目的）

- 屋内多目的スペース（セキュリティ設備の完備）
- 屋外多目的スペース（雨天時イベントの対応）
- 落ち着いた休憩スペース
- 交流情報スペース（観光イベント情報提供）
- コミュニティスペース（企画展示に住民が参画）
- 街なみ修景のモデル など

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 1月1日（火・祝）から市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎都市計画課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所地域振興課

提出期限 1月21日（月）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎都市計画課
☎(0857)20-3271 ☎(0857)20-3048
電子メール tosikei@city.tottori.tottori.jp
鹿野町総合支所地域振興課
☎(0857)84-2011 ☎(0857)84-2598
電子メール sk-chiiki@city.tottori.tottori.jp